

(別紙) 【料金表別表】
介護保険給付対象サービス

< 西暦2026年 6月 1日現在 >

※下記の金額表記は、右記地域単価を乗じたものである。

地域単価	10.72
------	-------

(地域密着型通所介護)

3時間以上4時間未満	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	416単位	4,459円	446円	892円	1,338円
要介護2	478単位	5,124円	513円	1,025円	1,538円
要介護3	540単位	5,788円	579円	1,158円	1,737円
要介護4	600単位	6,432円	644円	1,287円	1,930円
要介護5	663単位	7,107円	711円	1,422円	2,133円
4時間以上5時間未満	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	436単位	4,673円	468円	935円	1,402円
要介護2	501単位	5,370円	537円	1,074円	1,611円
要介護3	566単位	6,067円	607円	1,214円	1,821円
要介護4	629単位	6,742円	675円	1,349円	2,023円
要介護5	695単位	7,450円	745円	1,490円	2,235円
5時間以上6時間未満	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	657単位	7,043円	705円	1,409円	2,113円
要介護2	776単位	8,318円	832円	1,664円	2,496円
要介護3	896単位	9,605円	961円	1,921円	2,882円
要介護4	1,013単位	10,859円	1,086円	2,172円	3,258円
要介護5	1,134単位	12,156円	1,216円	2,432円	3,647円
6時間以上7時間未満	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	678単位	7,268円	727円	1,454円	2,181円
要介護2	801単位	8,586円	859円	1,718円	2,576円
要介護3	925単位	9,916円	992円	1,984円	2,975円
要介護4	1,049単位	11,245円	1,125円	2,249円	3,374円
要介護5	1,172単位	12,563円	1,257円	2,513円	3,769円
7時間以上8時間未満	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	753単位	8,072円	808円	1,615円	2,422円
要介護2	890単位	9,540円	954円	1,908円	2,862円
要介護3	1,032単位	11,063円	1,107円	2,213円	3,319円
要介護4	1,172単位	12,563円	1,257円	2,513円	3,769円
要介護5	1,312単位	14,064円	1,407円	2,813円	4,220円
8時間以上9時間未満	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	783単位	8,393円	840円	1,679円	2,518円
要介護2	925単位	9,916円	992円	1,984円	2,975円
要介護3	1,072単位	11,491円	1,150円	2,299円	3,448円
要介護4	1,220単位	13,078円	1,308円	2,616円	3,924円
要介護5	1,365単位	14,632円	1,464円	2,927円	4,390円

○減算

種 類	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
			1割	2割	3割
送迎減算(片道)	▲-47単位	▲-503円	-▲51円	-▲101円	-▲151円
同一建物減算	▲-94単位	▲-1,007円	-▲101円	-▲202円	-▲303円

○加算

体制	種 類	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
				1割	2割	3割
✓	入浴介助加算(Ⅰ)	40単位/日	428円	43円	86円	129円
—	入浴介助加算(Ⅱ)	55単位/日	589円	59円	118円	177円
—	認知症加算	60単位/日	643円	65円	129円	193円
—	若年性認知症利用者受入加算	60単位/日	643円	65円	129円	193円
—	中重度者ケア体制加算	45単位/日	482円	49円	97円	145円
—	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位/日	600円	60円	120円	180円
—	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76単位/日	814円	82円	163円	245円
—	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月	214円	22円	43円	65円
—	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	235円	24円	47円	71円
—	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	192円	20円	39円	58円
—	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	64円	7円	13円	20円
—	栄養改善加算	200単位/回	2,144円	215円	429円	644円
—	栄養アセスメント加算	50単位/月	536円	54円	108円	161円
—	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/回	214円	22円	43円	65円
—	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位/回	53円	6円	11円	16円
—	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/回	1,608円	161円	322円	483円
—	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/回	1,715円	172円	343円	515円
—	ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位/月	321円	33円	65円	97円
—	ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位/月	643円	65円	129円	193円
—	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	1,072円	108円	215円	322円
—	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	2,144円	215円	429円	644円
—	延長加算	50単位/時間	536円	54円	108円	161円
—	科学的介護推進体制加算	40単位/月	428円	43円	86円	129円

体制	種 類	単位数単位	利用料金
—	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	11.7%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)	左の単位数×地域単価
—	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	12.7%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)	
—	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	11.5%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)	
✓	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	12.5%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)	
—	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	10.5%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)	
—	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	8.9%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)	
—	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本単位数×5/100	

・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者 directly 介護保険給付が行われない場合があります。

その場合、利用者は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。発行されたサービス提供証明書と領収書を保険者介護保険窓口持参すると、必要な手続きを行った後に法定の介護給付費分が返還されます。

【利用料金の計算方法】

(1ヶ月の利用合計単位数) × 地域単価

上記計算方法により、算出された金額から法定の介護給付費を引いた金額が自己負担となります。

介護保険給付対象外サービス

○ 食費

食事サービスを受ける方は、昼食代 1 食あたり 7 0 0 円が必要となります。

○ おむつ代

おむつ等を使用される方は、以下の通り料金がかかります。

おむつ・リハビリパンツ	1 0 0 円
パッド	5 0 円

○ その他の費用

地域密着型通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、利用者の希望により通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用は、サービス提供の範囲を超えた時点から利用者の負担となります。

○ キャンセル料

正当な理由がある場合に限り、無料です。

【加算等の概要】

○減算

送迎減算（片道）

送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）に減算の対象となります。

○加算

入浴介助加算（Ⅰ）

入浴中の利用者の観察を含む、介助を行う場合に算定されます。観察とは、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のための見守り的な援助であり、極力利用者自身の力で入浴できるように、必要に応じて介助、転倒予防のための声がけ、気分の確認などを行います。結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合でも、加算の対象となります。

入浴介助加算（Ⅱ）

医師・理学療法士・作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等が利用者宅を訪ねて、浴室の環境を確認し、それを踏まえて“個別入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載”し、計画に基づき個別の入浴介助を行う場合に算定されます。

認知症加算

基準の人員に上乗せして看護職員又は介護職員を常勤換算法で 2 以上確保し、且つ前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、認知症である方の占める割合が 1 0 0 分の 2 0 以上であること、また通所介護を行う時間を通じて認知症介護に係る研修等を終了した者を 1 名以上配置している場合に加算の対象となります。

若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症患者やその家族を支援するため、本人や家族の希望を組み込んだ介護サービスが提供します。若年性認知症患者一人ひとりの状態に応じたサービスや環境を整え個別の担当者を設けることで加算の対象となります。

中重度者ケア体制加算

基準の人員に上乗せして看護職員又は介護職員を常勤換算法で 2 以上確保し、且つ前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である方が占める割合が 1 0 0 分の 3 0 以上であること、また通所介護を行う時間を通じて看護職員を 1 名以上配置している場合に加算の対象となります。

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ

機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、身体機能及び生活機能の向上を目的に計画的に行った個別機能訓練について算定することができます。利用者が選択した項目ごとにグループに分かれ訓練を行います。機能訓練指導員の配置は必要ですが、配置時間の定めはありません。

個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ

機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、身体機能及び生活機能の向上を目的に計画的に行った個別機能訓練について算定することができます。利用者が選択した項目ごとにグループに分かれ訓練を行います。イに加え機能訓練指導員の配置は必要ですが、配置時間の定めはありません。

個別機能訓練加算（Ⅱ）

サービスの質の向上を図るため、LIFE（科学的介護情報システム）への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行います。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 1 0 0 分の 7 0 以上であるか、勤続 1 0 年以上の介護福祉士が 1 0 0 分の 2 5 以上である場合に加算の対象となります。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 1 0 0 分の 5 0 以上である場合に加算の対象となります。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の４０以上であるか、勤続７年以上の介護福祉士が１００分の３０以上である場合に加算の対象となります。

栄養改善加算

管理栄養士を配置し、利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画の作成、記録、評価を行い、栄養改善サービスの提供に当たっては必要に応じて居宅訪問を行った場合に、１月に２回を限度として加算の対象となります。

栄養アセスメント加算

従業者が、利用者の栄養状態のアセスメントを管理栄養士と連携して行い、本人及び家族に結果を説明し、LIFEを活用し厚生労働省に提出した場合に加算の対象となります。

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）

利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報と栄養状態に関する情報を担当ケアマネジャーに提供した場合、６月に１回を限度として加算の対象となります。

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者の担当ケアマネジャーに提供した場合、６月に１回を限度として加算の対象となります。

- ・栄養アセスメント加算 or 栄養改善加算を算定の場合、口腔項目のスクリーニングのみ実施。（栄養項目のスクリーニング不要）
- ・口腔機能向上加算を算定の場合、栄養項目のスクリーニングのみ実施。（口腔項目のスクリーニング不要）

口腔機能向上加算（Ⅰ）

言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を配置し、利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、職員が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の作成・記録・評価を行った場合に、１月に２回を限度として加算の対象となります。

口腔機能向上加算（Ⅱ）

加算（Ⅰ）の取り組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出（LIFEを活用）し、口腔機能向上サービスの実施にあたって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合、１月に２回を限度として加算の対象となります。

A D L維持等加算（Ⅰ）

評価対象期間の満了日の属する年度の次年度内に限り加算の対象となります。評価期間に連続して６月以上利用した期間のある要介護者の集団について、特定の要件を満たすことによって加算の対象となります。

A D L維持等加算（Ⅱ）

上記の要件を満たした事業所において、当該利用者のA D L値を測定し、その結果が一定以上の場合に加算の対象となります。

生活機能向上連携加算（Ⅰ）

自立支援・重度化防止に資する生活機能向上を目的として、通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が共同しアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成することによって加算の対象となります。

また理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場合又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行う必要があります。

生活機能向上連携加算（Ⅱ）

自立支援・重度化防止に資する生活機能向上を目的として、通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が共同しアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成することによって加算の対象となります。

※個別機能訓練加算を算定している事業所が上記の要件を満たした場合は100単位／月となります。

延長加算

８時間以上９時間未満の指定通所介護の前後に日常生活上の世話をを行い、通算した時間が９時間以上となった場合に加算の対象となります。

科学的介護推進体制加算

全利用者の心身の基本的な情報（ADL値や栄養状態、口腔機能・嚥下の状態、認知症の状態など）をLIFEへ提出し、そのフィードバックを十分に活用した場合に加算の対象となります。活用方法としては、ケアのあり方を検証してケアプランやサービス計画を見直しや、現場でPDCAサイクルを回すことが求められています。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ～（Ⅳ）

介護職員の賃金改善の観点から、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的とした加算です。

算定要件を満たし、計画を指定権者に提出した事業所のみが加算取得の対象となります。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

離島振興法・山村振興法・特定農山法・過疎地域自立促進特別措置法に指定されている地域、その他厚生労働省令で定められた地域に居住している利用者に対して、通常の事業実施区域を越えて、通所介護を行った場合に対象となります。